



静小だより

みがきかがやく静小の子ども

「知」よく考える子
「徳」思いやりのある子
「体」たくましい子

「学校」「家庭」「地域」すべての場で 健全な子どもの育成を めざしましょう。

「いじめ把握アンケート」結果

道内全小中学校において「いじめに係る調査」が実施されており、本校においても、年2回実施しております。今回は今月初旬に行った調査結果、ならびに本校のいじめ未然防止等の取組についてお知らせいたします。

① 6月実施の調査結果

1 今年4月から今日まで嫌な思いをしたことがありますか。どんなことをされましたか。

	ある	された行為 (嫌な思いをした要因) 【複数回答】					
		仲間外れ 無視	叩かれる 蹴られる	物隠し いたずら	悪口	その他	
全学年	54人						
割合	29.8%	17人	13人	7人	24人	9人	からかい 嘘をつかれる 等

上記のような理由で嫌な思いをする児童の割合が3人に1人となっています。このような行為が見られた場合には指導を行っていますが、職員不在の場合に行われることも多々あるものと思われます。

- * 日常指導をはじめ、道徳や学活等、教育活動全体を通じて毅然とした指導を行います。
- * 道徳の学習において、「される側の気持ちを理解できる指導」を行っていきます。
- * 嫌な思いをしている友達を見たら、友達を守ったり、望ましくない行為を止めさせたりする判断力や勇気を育みます。

2 嫌な思いをした時、誰に相談しますか。【複数回答】

学年	先生	友達	父母	兄弟姉妹	電話相談	相談しない
1年生	31	11	24	10	3	1
2年生	13	6	11	5	2	0
3年生	9	8	16	4	4	4
4年生	12	13	14	5	1	1
5年生	13	9	26	26	3	1
6年生	12	12	13	6	0	8

先生に相談する割合、父母や兄弟姉妹を含む家族への相談の割合が低い傾向が見られます。また、高学年では「誰にも相談しない」という児童が多く見られます。

- * 児童が先生に相談しやすい環境づくりや日常的な人間関係を構築していきます。
- * つらい思いや悲しい思いをした時には、身近な人に相談するように指導します。
- * 誰にも相談しないで、一人で抱え込むことのないように指導します。

3 いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか。

	そう思う	そう思わない	わからない
全学年	143	9	19

「そう思う」と回答した児童の割合は多いですが、「そう思わない」「わからない」と回答した児童がいます。

- * 「いじめはどんな理由があっても許されない」という考え方の下、いじめ行為やいじめにつながる行為に対しては毅然とした姿勢で指導をします。
- * 道徳において、「いじめがどのようなものか」としっかりと判断・協議・理解できるように指導をします。

②いじめ未然防止等の取組

本校では、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を確実に行うため、組織的取組の下、下記のとおり取組を行っています。

☆実態調査・把握

- 日常観察
 - ・児童の表情や行動
 - ・児童の人間関係
- 職員間による、各児童についての実態交流
- いじめアンケート調査

☆個人面談

- アンケート記入に基づく面談・指導
 - ・アンケート記入内容の確認
 - ・関係児童との面談・指導
- 個人面談を受けての職員間協議
 - ・面談結果の共有化
 - ・今後の指導における方向性の確認

☆学級指導等・人間関係構築

- 道徳を中核とした思いやる心の育成
- いじめを許さない毅然とした指導
- 友達と助け合う経験の積み重ねによる、友達を支えるよさを実感できる指導
- トラブル発生時の早期解決
- 定期的な学級経営交流会の実施

☆家庭との連携・保護者面談

- 家庭における児童の実態等の把握
 - ・家庭からの情報収集、事実確認
 - ・保護者からの要望等の把握
 - ・今後の指導における方向性の確認
- 学校での指導内容等の報告
 - ・学校での指導実施内容の報告
 - ・指導後の経過報告

学校は、本来全児童が安心・安全に生活できなければならないところです。身体や心が傷つくことはあってはいけません。ですから、【どんな理由があろうとも、いじめは許されるものではありません。】いじめ行為やからかい等、相手の心や身体を傷つける事案については、全職員は毅然とした姿勢で指導にあたります。ご家庭においても「人を思いやる心」「相手の立場に立っての判断」「許されない行為」等についてしっかり話し合ってください。人に思いやる行為が見られた場合には大いに褒めてあげてください。

【ご家庭へのお願い】

- * お子さんが友達関係等で悩んでいる場合には、担任にご相談ください。
- * 友達がつらい思いをしていることをお子さんから耳にされた場合も、担任までご連絡ください。

*裏面に、本校の「いじめ防止基本方針」を記載しております。

静内小学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。その観点に立って、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

ア いじめの定義（北海道いじめの防止等に関する条例第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（留意点）

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

イ 本校の基本認識

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、本校児童が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

（いじめの要因とその留意点）

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。
- 児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

2 いじめの防止・早期発見のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、教育相談、日常的な児童観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、校内の組織的な取組はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して指導に当たる。

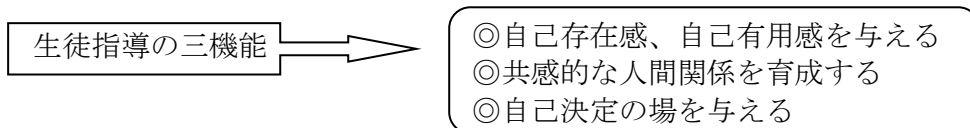
3 いじめの未然防止と早期発見のための取組

(1) 学校生活全体を通して

一人一人がかけがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、日常的な児童観察を通して、「かかわりと励まし」を合い言葉に、共感的な児童理解に努める。

(2) 授業を通して

教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、生徒指導の三機能を生かした授業を行い、自尊感情を育むよう努める。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い学び合いなどを仕組み、児童同士のかかわり合いを促す。



(3) 道徳の時間を通して

学校の教育活動全体と密接な関連を図りながら、道徳的価値の補充・深化・統合を図り、価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力の育成を目指す。

(4) 教育相談の実施

児童のわずかな変化をないがしろにしたり、抱える悩みを見過ごしたりすることなく、できるだけ早期に捉え、悩みが深刻化しないように教育相談を計画的に実施する。

(5) いじめアンケートの実施

いじめに関するアンケート調査を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。

(6) 職員会議等での交流

「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員会議や研修などの場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

4 いじめの早期解決に向けての取組

(1) 組織的な対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い組織的に問題の解決に当たる。

(2) 事実の確認

情報収集を綿密に行い事実確認をした上で、学級や学校としての取組の方針を明確にし指導にあたる。

(3) 考える場の設定

該当児童だけではなく、学級単位（場合によっては学校単位）で、児童に「話し合う場」「時間」を保障し、いじめ問題に対して考える場を設定する。

(4) 家庭との連携

いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を普段以上に密に行い、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。

(5) 関係機関との連携

状況に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく。

(取組を進めるに当たっての留意点)

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けることが、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育むことにつながる。

5 いじめの解消の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ◎ いじめに係わる行為が止んでいること
 - ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ◎ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。